

2014年9月9日  
在マイアミ日本総領事館

## 【米国内国歳入庁 (IRS) を騙る振り込め詐欺に対する注意喚起について】

IRS を騙る振り込め詐欺が発生しています。在留邦人の皆様におかれましては、以下の内容にご留意下さい。また、本件のみならず、あらゆる振り込め詐欺の手口に対しても警戒を怠ることなく、事件に巻き込まれないようご注意願います。

### 1. 事件の手口

- 米国内国歳入庁 (Internal Revenue Service) (以下 IRS とする) を騙る者から電話がかかります。
- 架電者は、「あなたは税金の滞納があり、支払い義務がある」「プリペイドのデビット・カード又は銀行送金にて支払う必要がある」などと話します。
- 「支払いに応じない場合には、逮捕、国外追放、運転免許証や事業許可証の取り上げる」などと示唆することもあります。

### 2. 電話の特徴

- 日中、夜間、携帯電話、固定電話にかかわらず、電話がかかります。
- 架電者は、IRS からの電話であると信じ込ませるため、IRS の偽の職員番号 (バッジ・ナンバー) を告げ、氏名を名乗ります。
- 被害者 (受話者) のソーシャル・セキュリティ・ナンバーの下4桁を把握していることがあります。
- 途中で電話を切っても何回もかけ直してくることがあり、時には2度目の電話で、警察や陸運局 (DMV) を騙る場合があります。
- 架電者は男女どちらの場合もあり、また、英語に外国人のような訛りがある場合がある他、態度が冷たくなったり、無礼になったりする場合があります。

### ～ 最近の事例 ～

在留邦人の固定電話 (または携帯電話) に IRS の職員を騙る女性から電話があり、「あなたは税金の滞納 (または脱税、マネーロンダリング、日本への不正送金等) に関して罰金 1,500 ドルを支払う必要があるのでカード番号を教えてください。」と繰り返し主張します。

\* 相手の電話番号: 202-241-2796、202-506-9295

\* 相手は在留邦人を狙って電話をかけている可能性があります。

### 3. 注意事項

- IRS は、税金の未払いに関して連絡を取る際には、いきなり電話をかけることはせず、文書にて通知します。

- IRS は、税金などの支払いに際して、プリペイドのデビット・カードや銀行送金を利用することはありません。
- IRS は、電話越しに受話者のクレジット・カードの番号を聞くことはありません。

#### 4. 不審な電話を受けたならば…

- もし受話者が実際に納税を滞納している、又は心当たりがある場合には、かかってきた電話を切り、IRS にお電話ください。(番号:800-829-1040)IRS 職員がお支払いの方法などについて説明します。
- 税金の滞納に心当たりがない場合には、米国財務省監察官税理部までお電話ください(番号:800-366-4484)。
- 不審電話を受けた旨を、米連邦取引委員会のウェブサイト(FTC.gov)の申し立て(complaint)欄にお届けください。

#### 5. その他

不審電話をより本物らしく見せるために、偽の e メールを送信してくることもあります。IRS は、e メールやテキスト(携帯メール)などのソーシャル・メディアを介して個人情報や金融情報をお聞きすることはありませんので、同種 e メールを受信した際には、メール内のリンクを開くことなく、[phishing@irs.gov](mailto:phishing@irs.gov) までそのまま転送してください。さらに詳細な情報は IRS.gov をご参照ください。

#### 【お問い合わせ先】

Consulate General of Japan in Miami

80 S.W. 8th Street, Suite 3200

Miami, FL 33130

(電話) 305-530-9090

(FAX) 305-530-0950